

議案第19号

執行機関の付属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市パークマネジメント計画等審議会の設置について

1 宝塚市パークマネジメント計画等の策定目的

市内の公園・緑地は、整備してから長期間経過した公園等が多く、これまでは地元の公園アドプト団体との協働などにより、維持管理に努めてきた。しかし、公園等を取り巻く社会環境が変化し、公園等に対する市民ニーズも高度化・多様化してきており、単に維持管理するだけでなく、公園を交流の場、にぎわいの場としてとらえ、より積極的に活用していく必要がある。また、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行などを踏まえ、本市においても子ども達や子育て世代、高齢者などが安心して利用できる公園等の再整備が求められている。

こうしたことから、子育て世代などのニーズに即した公園等の再整備、幅広い民間活力の導入や民間のアイデアによる公園等のにぎわいづくりや運営、また、市民協働による公園等の積極的な利活用や維持管理などについて必要な体制づくりや仕組みの基本方針を策定し、その基本方針に基づき、市内の公園区(小学校区単位)に広く展開することやシビックゾーン民間活力導入などの市域における重点プロジェクトを進めるための具体的な計画を策定するものである。

また、本計画の策定の中で、都市計画公園・緑地の見直しや街路樹管理計画についても併せて検討、策定を行うものとする。

2 計画の位置づけ

◇「宝塚市みどりの基本計画」

令和4年4月に改定した「宝塚市みどりの基本計画」において、「市民ニーズに応じた魅力ある公園の整備・運営・管理 ①都市計画公園・緑地の見直し、②小規模公園の再編・再整備の検討、③公園・緑地の多様な主体による管理運営方針の検討」、「街路樹の適正な管理」、「みどりに関わる人を増やす取組」を重点施策として位置づけており、本計画はこれに基づき策定するもの。

3 対象施設(令和4年12月末時点)

- ・都市公園等(住区基幹公園 326カ所、都市基幹公園 1ヶ所、緩衝緑地等 7カ所)
- ・子ども遊園 30カ所
- ・市道の街路樹、市民花壇等
- ・民間等の協力や連携が得られる緑やオープンスペース(公開空地、学校等、その他民有地)

4 計画策定スケジュール(案)

○令和5年度

項目	第一四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
委託業者選定(プロポーザル方式)	←→	●契約		
基礎調査(現状整理、ニーズ把握等)		←→	→	
市民意向調査(アンケート等)		←→		
整備、管理運営方針等の検討				←→
公園協力金制度検討		←→		→
都市計画公園の見直し検討		←→		→
街路樹管理方針検討				←→
審議会開催		●		●

○令和6年度

項目	第一四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
市域型公園サウンディング調査	←→			
市域型公園活用計画案作成		←→		
公園区の地域団体等との意見交換 (街路樹含む)	←→	→		
公園区計画案作成		←→		
市域型・公園区モデル地区の選定			●	
公園区モデル地区事業計画案作成			←→	→
公園協力金制度検討	←→			→
都市計画公園見直しガイドライン作成	←→			→
街路樹評価及び管理方針案作成	←→			→
審議会開催			●	
市民ワークショップ(市域型、公園区)			←→	→

○令和7年度

項目	第一四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
パークマネジメント計画策定	←→	→		
街路樹管理計画策定	←→	→		
審議会開催	●	●		
パブリックコメント実施		←→		
市民ワークショップ(モデル事業実践)	←→	→		
モデル事業の他地区への展開			←→	→
(仮称)公園利活用協議会の設置			←→	→

5 審議会の設置

計画策定にあたり、専門的な知見や市民の視点をもとに計画の充実を図るため、学識経験者4名(自然環境、緑化、まちづくり、子育て等)、関係行政機関の職員1名、市民団体2名、公募市民1名、計8名からなる「宝塚市パークマネジメント計画等審議会」を設置。

以上